

13 運輸関係

ア 自動車交通等

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
自動車保有 関係手続 (警察庁、総務 省、財務省、経 済産業省、国土 交通省、環境 省)	自動車保有に関する手続(検査・登録、保管場 所証明、自動車関係諸税等の納付等)のワンスト ップサービス化について、平成17年稼働開始に向 けて、関係法令の着実な整備を図るとともに、シ ステムの実用化に係る試験運用を行う。 なお、軽自動車についてワンストップサービス 化する際には、現在は軽自動車検査協会が独自に 行っている軽自動車の登録管理についても接続 のインターフェイスを統一化すること等により、 申請者負担の軽減を図られるようにする。	重点・別 表 3 -48 〔計画・ 運 輸 オ 21〕	試 験 運 用	シ ス テ ム 稼 動 ( 17 年 中)	
オートマチ ック二輪車 限定免許の 導入 (警察庁)	オートマチック二輪車に限定した運転免許を 導入することについて、当該免許の導入が道路交 通の安全に与える影響等について全国の見地か ら検討を行い、早期に結論を得て、交通安全上必 要な府令の改正を実施する。	重点・運 輸 8、別 表 3 - 1	措置		
タクシー事 業の緊急調 整措置 (国土交通省)	緊急調整措置の発動を厳に必要性があるケー スに限定するのはもとよりであるが、特別監視地 域についてはその解除要件を見直し、毎年度新規 に指定する方式に改めること、指定要件における 「非流し地域」の特例的な取扱いを見直し、実車 率要件を「流し地域」と同一とすること又は大幅 に引き上げること等の措置を講ずることにより、 真に重点監視が必要とされる地域に限り特別監 視地域として指定することが可能になるよう、要 件の見直しに早期に着手し、措置する。	重点・運 輸 5 (1) 〔計画・ 運 輸 イ 〕	措置		
タクシー事 業の運賃・料 金規制 (国土交通省)	a 遠距離運賃の大幅弾力化や特定ゾーンでの 定額運賃化が真に機能するよう運用する。ま た、自動認可運賃(速やかに認可するものとし て公示した運賃)の下限を下回る運賃設定に係 る認可の際の個別審査に当たっては、いわゆる 「追い越し」の禁止と「不当な競争」や「差別 的取扱い」のみを審査することとし、認可制の 下にあっても規制は上限規制に限られるとい う点を厳守する。	計 画 ・ 運 輸 イ	適宜実施		

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	b 運賃・料金の設定は、経営判断の根幹をなす事項であり、意欲のある事業者の創意工夫により更に多彩な運賃・料金の設定がなされることがタクシー事業の活性化、ひいては利用者利便の向上につながるという基本的認識の下、タクシー事業者と利用者との間において機動的かつ柔軟な運賃・料金の設定が可能となるようにすること等を含め、運賃・料金の更なる多様化を実現するよう、現行の運賃制度を見直す。	重点・運輸5(2)、別表8-212019	早期実施		
タクシー事業の許認可手続に係る標準処理期間の短縮 (国土交通省)	タクシー事業の機動的な事業運営を実施していく上で、運賃を始めとする許認可手続を迅速に行う必要があり、標準処理期間を現行の2分の1を目途として、大幅な短縮を行う。	重点・運輸5(2)	早期実施		
タクシーの駅構内への入構 (国土交通省)	いわゆる駅構内については、その管理形態や利用形態も様々であり、その運用次第では利用者の円滑な乗り継ぎに支障を与えるおそれがあるほか、交通事業の新規参入に際しての実質的な障壁ともなるおそれがある。また、一方で、近年では、特に大都市圏の駅において客待ちタクシーの列が渋滞等を引き起こす例も生じている。このため、公共交通機関相互の乗り継ぎの円滑化という観点や交通事業における新規参入に当たった実質的な障壁の解消という観点から、駅構内の管理・利用形態について実態調査を行い、上述した諸点を解消するための具体的措置について結論を得る。	重点・運輸5(3)	結論		
訪問介護事業所が行う通院等乗降介助に付随する移送サービスの取扱いの明確化	訪問介護事業者が行う移送サービスの法的取扱い等について、事業の実態も十分勘案した上で、できるだけ早く結論を得るべく、平成15年度中を目途に一定の方向性を見出し、その後速やかに明確化する。	重点・別表3-50	措置		

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
(国土交通省)					
コミュニティバスの許可等の基準の運用の見直し (国土交通省)	いわゆるコミュニティバスについては、利用者利便の向上、手続負担の軽減等を図る観点から、具体的事例を踏まえて検討した上で、許可等の基準の運用を見直す。	重点・別表 2 -1231、別表 8 -212018	措置		
自動車の回送運行許可期間の延長 (国土交通省)	6月を超えてはならないとされている回送運行許可証の有効期間を1年まで延長できるように道路運送車両法を改正するとともに、道路運送車両法関係手数料令を改正し許可期間1年の場合の手数料を設定する。	重点・別表 1 -1219	措置		
自動車検査制度の見直し (国土交通省)	車検・点検整備制度については、従来から車検有効期間の延長等により、相応の規制緩和が進められてきているところであるが、特に車検有効期間については、技術の進歩等を踏まえ、国民負担の一層の軽減等の観点から常に見直しを図っていく必要がある安全で環境との調和のとれた車社会の実現を目指すという車検・点検整備制度本来の目的を念頭に置き、必要なデータ等を収集の上、安全確保、環境保全、技術進歩の面から有効期間の延長を判断するための調査を取りまとめ、その結果に基づき速やかに所要の措置を講ずる。	重点・A P16〔計画・運輸ウ〕	16年度中取りまとめ、以後速やかに措置		
フォークリフトの速度制限の緩和 (国土交通省)	車種区分により異なるフォークリフトの速度制限について、今後、国際整合性及び安全確保の観点から、国際的に車種区分が統一されるよう、関係者間で議論を進めた上で、その妥当性について検討を行う。	計画・運輸オ	検討(16年度以降)		
燃料電池自動車完成車輸送車両のトンネル通行の制限の見直し (国土交通省)	道路法(昭和27年法律第180号)上、一定量を超える水素を搭載する完成車両輸送(トレーラー)については、水底トンネルの通行を禁止・制限できるとしているが、車両輸送を円滑に実施する観点から、必要な実験の実施及びその検証・評価を行った上で、安全性の確保を前提として、搭載水素の制限数量を再点検し、必要な見直しを行う。	計画・運輸オ26	検討・措置		

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
軌道上の特別高圧送電線の施設規制の緩和 (国土交通省)	軌道上を交差する特別高圧送電線について、軌道の外側から3メートルの範囲内にある部分の長さが100メートル以下となるよう施設しなければならないとされている規定について、性能規定化の検討を早急に進める。	計画・運輸才	検討		
運転免許制度における貨物自動車の「大型」と「普通」の区分の見直し (警察庁)	車両総重量11トン以上を「大型」とし、新たに5トンから11トンを対象とする「中間的運転免許」を創設するための法案を今国会に提出し、公布後3年以内に措置する。本規制の見直しに当たっては、交通の安全の確保と併せ、利用者の利便について十分に配慮する。	重点・別表6-1	公布後3年以内に措置		
自動車型式指定申請に先駆けた装置型式指定申請(制動装置等)のみの申請の容認 (国土交通省)	自動車型式指定申請に先駆け、制動装置等のシステム装置に係る装置型式指定申請の単独申請に対応することとする。	重点・別表6-79	措置		
構造装置・機能確認試験の提示車両選定基準の明確化及び提示車両の削減 (国土交通省)	構造装置・機能確認試験の提示車両選定基準(構造装置・機能確認の試験自動車選定ガイドライン)について、さらに明確化を図り、関係者に周知する。	重点・別表6-80	措置		
被牽引車の牽引自動車制限における連結検討の簡素化(自動化) (国土交通省)	牽引車の自動車検査証について、トレーラー等の車名及び型式(キャンピングトレーラー等の場合、牽引可能な重量)の記載を可能とし、当該トレーラー等については、自動車検査証への車名及び型式の記載を省略できるようにする。	重点・別表6-81	措置		

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
レンタカーに係る有償貸渡許可申請の負担の軽減 (国土交通省)	レンタカー事業者が行う有償貸渡許可申請の提出先を本社所在地管轄運輸支局の1箇所で足りることとするために必要な制度の見直しについて検討し、措置する。	重点・別表6-77	措置		
相互使用するトレーラーに係る車庫規制の緩和 (国土交通省)	運輸協定を締結し、相互使用することとしているトレーラーについては、一の営業所において車庫を確保すれば足りることとする。	重点・別表6-78	措置		
自動車登録事項等の請求・交付の電子化等 (国土交通省)	登録事項等証明書に関する手続きの電子化について、利便性の向上や個人情報の保護の観点から、その方法、範囲について検討し、結論を得る。	重点・別表7-48	検討・結論		
21 高速道路料金の軽減化 (国土交通省)	高速道路において、大口・多頻度利用者の利便を図るサービスとして、別納割引制度を廃止し、ETC利用を前提とした新しい割引制度を創設する。	重点・別表7-49	16年度を目途に措置		
22 都道府県が所有する自動車の登録名義人表示の弾力化等 (国土交通省)	都道府県が所有する自動車の登録等の手続の際に必要な委任状(所有者)の発行を知事から権限の委任を受けた機関の長とする、及び、登録名義人を地方公共団体の機関名とする等、手続弾力化の可否について検討し、結論を得る。	重点・別表7-50	検討・結論		
23 乗合タクシーの許可等の基準の運用の見直し (国土交通省)	いわゆる乗合タクシーについては、利用者利便の向上、手続負担の軽減等を図る観点から、具体的事例を踏まえて検討した上で、許可等の基準の運用を見直す。	重点・別表5-1238、8-212018	措置		
24 レンタカーに係る有償貸渡許可の	レンタカー事業者が行う有償貸渡許可申請については、手続負担の軽減を図るため、車両ごとの審査を見直し、いわゆる白バス・白タク行為を	重点・別表5-1239	措置		

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
事業者ごとの申請の承認 (国土交通省)	防止するために必要な措置を講じた上で、事業者ごとの審査に改めることとする。				

## イ 海運・港湾

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
内航海運業に係る参入規制 (国土交通省)	内航海運業については、その活性化を図るため、事業全般にわたる民間活力の一層の発揮が可能となるよう、競争的な市場環境の整備を図ることが必要である。このため、参入規制を許可制から登録制とし、事業区分を廃止する。	重点・運輸2	速やかに措置		
船員職業紹介事業等の規制緩和 (国土交通省)	現在、船員に関する労務供給事業を行うことは、労働組合を除き禁止されているが、一定の要件を満たす者が許可を受けて有料で船員派遣事業を行うことを認める。	重点・運輸3、別表4-22 〔計画・運輸オ〕	速やかに措置		
船員保険の被保険者資格の見直し (国土交通省)	船舶管理契約による管理船舶に配乗する船員等について、外国籍船に雇入れられる場合も含め船員保険の被保険者資格を付与する。	重点・別表4-21	速やかに措置		
強制水先の必要な船舶の範囲の見直し (国土交通省)	現在、船長の航海実歴による強制水先の免除の対象となる船舶については、日本船籍に限られているが、ヨーロッパにおける制度も十分参考にして、外国籍船に対しても船長が同等の知識・能力を有する場合には強制水先の免除を認める。	重点・運輸4、別表5-1240、6-83	結論・実施		
港湾運送事業に係る規制 (国土交通省)	規制緩和を先行して実施した主要9港以外の港についても、需給規制を廃止し免許制を許可制にするとともに、運賃・料金の認可制を事前届出制とする規制緩和について、所定の結論を得て、所要の法案を国会に提出する。	重点・運輸1、別表3-53 〔計画・運輸オ〕	法案提出		
輸出入・港湾関連手続の	国際競争力のある港湾を創出していくため、国際標準への準拠、手続の簡素化の一環として、早	重点・国際2(1)	措置		

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
簡素化に資する国際海運の簡易化に関する条約(仮称)(FAL条約)の早期批准 (財務省、厚生労働省、農林水産省、法務省、国土交通省、経済産業省、外務省)	急にFAL条約の締結を行う。 その際、FAL条約で求められる締約国の順守すべき基準については、現在我が国が採用できないとされる標準規定の項目が諸外国と比較し多数存在するが、これらの項目数を先進国並みにまで引き下げるよう、関係省庁は連携して、着実な対応を図る。				
輸出入・港湾関連手続のワンストップサービスの一層の推進 (財務省、厚生労働省、農林水産省、法務省、国土交通省、経済産業省)	a 輸出入・港湾関連手続に係る各種申請手続について、関係省庁は改めて、各種申請書類の削減、申請事項の削減、申請手数料の見直し等、申請手続や申請書類の徹底した省略、簡素化を図り、速やかにワンストップサービスの一層の推進を図る。 b 民間システムとの連携等を推進し、国際標準等への適合も視野に入れつつ、より信頼度が高くかつ運用コストの低廉な新しいシステムの構築について検討し、既存業務・システムに係る最適化計画を策定する。	重点・国際2(2) 〔計画・運輸オ b〕	16年度以降できるだけ早期に実施		
			17年度末までのできるだけ早期に措置		
主要港湾の24時間フルオープン化の推進 (財務省、厚生労働省、農林水産省、法務省、国土交通省、経済産業省)	a 国際コンテナターミナルとして期待される主要港については、税関に限らず、動植物検疫などCIQ(税関、入国管理、検疫)業務を始めとする行政官署を港湾利用者の要請によらず、自ら行政需要に応じて、24時間365日に向けた対応を実現する。 b フルオープン化に向けた人員増、体制整備を図るとともに、業務全般の効率的執行を図るため、現在は行政官署の行っている業務のうち可能なものについては順次民間委託を推進する。	重点・国際2(3)	措置		
			逐次実施		
国際競争力のある港湾	a 国際競争力のある港湾を創出していくためには、輸出入・港湾手続の簡素合理化や港湾の	重点・国際2(4)	逐次実施		

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
(外貿コンテナ埠頭)の創出 (財務省、厚生労働省、農林水産省、法務省、国土交通省、経済産業省)	フルオープン化により一層合理的かつ効率的に対応していくことができるよう、輸出入・港湾手続を所管する府省間の連携を更に強化していく。 ----- b 民間事業の創意工夫がより一層発揮できるよう、港湾管理者及び港湾利用者の要請を踏まえ、特定の港湾において、民間事業者の活用方策について関係省庁は連携して検討し、結論を得る。		16年度以降検討、結論		
通い容器の再輸入手続の簡素化 (財務省)	通い容器の再輸入手続の簡素化に関する具体的な改善要望内容を精査し、リードタイムの短縮の観点も踏まえつつ、具体的な対応策を検討し、結論を得る。	重点・別表4-16	検討・結論		
沿海区域を超えて航行する内航船の配乗要件の緩和 (国土交通省)	内航船乗組み制度の見直しの一環として、船舶安全法上の限定近海に相当する区域を航行する内航船の配乗要件を新設し資格要件を緩和する。	重点・別表7-51	速やかに措置		
危険物積載船舶(外航タンカー)の特定港入港におけるGRT(総トン数)制限の撤廃 (国土交通省)	港則法の危険物荷役許可に際し、GRT(総トン数)による制限を撤廃することの可否について検討する。	重点・別表7-53	検討・結論		
保税船用重油の積込承認申請に関する運用の緩和 (財務省)	包括申請に係る運用面の見直しのための実態調査及び検討について、平成16年度の早い時期に結論を得て、措置する。	重点・別表6-32	措置		
Sea-NACCSとAir-NACCSの統合	Sea-NACCSとAir-NACCSの統合については、平成16年度に行う税関システムの刷新可能性調査の一環として検討を行う。その後、民間利用者等と	重点・別表7-23	検討	検討・結論	



事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
(財務省)	の意見調整を行った上で、当該統合を実施するかどうかについての結論を出し、これを平成17年度末までのできる限り早期に策定する最適化計画に反映させる。				

## ウ その他

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
混雑空港発着枠の再配分 (国土交通省)	国内航空事業では、平成17年に混雑空港発着枠の再配分が行われるが、その際には、客観性及び透明性の確保や支配的事業者とその他の事業者との競争条件に十分配慮した上で、基準を明確かつ具体的に設定する。	計画・運輸才27	検討・結論		
国内航空事業における新規参入に係る対応 (公正取引委員会)	a 国内航空事業分野では、新規参入者の開設した路線に係るその割安な料金を標的にして、競合する路線・時間帯の特定便に係る料金値下げが既存航空事業者によって行われ、公正な競争が阻害されているのではないかと指摘があるが、独占禁止法(昭和22年法律第54号)違反行為への厳正な対応等、適切な対応を図る。	計画・運輸才28 a	逐次実施		
(国土交通省)	b また、事業運営上不可欠な搭乗受付カウンター、旅客搭乗橋等の空港施設についても、既存事業者が使用しているスペースを新規参入者が公平に使用できるよう、新規参入者の要望を踏まえ、既存事業者に協力を要請する。	計画・運輸才28 b	逐次実施		
国際航空貨物輸送に係わるチャーター規制の緩和 (国土交通省)	定期便等で対応できない大規模な緊急事態や荷主の突発的な輸送需要に対応するため、利用航空運送事業者(フォワーダー)によるチャーターに係る規制緩和の具体化のための検討を行い、結論を得る。	重点・別表7-52	検討・結論(16年中)		
外国籍ビジネス航空機の指定飛行場以外の離着陸許可申	外国籍ビジネス航空機の指定飛行場以外の離着陸許可に係る申請書提出期限について、現行「10日前まで」であるものを「3日前まで」とする省令改正を実施する。	重点・別表5-1241	措置		

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
請期間の短縮 (国土交通省)					
外国籍ビジネス航空機の有償運送許可に係る許可申請期間の短縮 (国土交通省)	外国籍ビジネス航空機の有償運送許可に係る申請書提出期限について、現行「10日前まで」であるものを「3日前まで」とする省令改正を実施する。	重点・別表 5 -1242	措置		